

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日 観観産第690号

第一章 総則

(通則)

第1条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、訪日外国人旅行者の急増により発生している課題を解決するため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

一 複数の宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が共同して、当該宿泊事業者の訪日外国人の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）

二 (略)

第二章 宿泊施設インバウンド対応支援事業

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という）とする。

(補助要件)

第4条 宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体が構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。

2 前項の訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、第1号様式により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先
 - 二 宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先
 - 三 構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析
 - 四 構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）の宿泊施設の平均稼働率（各宿泊施設の総客室数により加重平均したもの。以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標
 - 五 前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 第四号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 七 団体事業又は個別事業の実施により第四号の目標達成が見込まれる理由
 - 八 訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての構成員の同意
- 3 宿泊事業者等団体の構成員は五の構成員宿泊事業者以上でなければならない。
- 4 大臣は、以下の事項を総合的に勘案して、宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、第2号様式による計画認定通知書により宿泊事業者等団体に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充向上計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
- 一 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと
 - 二 第2項第四号の目標が同号の現状に比して高い目標であること
 - 三 団体事業又は個別事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
 - 四 第2項第七号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること
- 5 大臣は、前項の認定を行うにあたっては、有識者委員会の意見を聴くものとする。
- 6 第4項の認定を受けた宿泊事業者等団体（以下「認定宿泊事業者等団体」という）は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。前二項の規定は、本項の認定に準用する。
- 7 大臣は、認定宿泊事業者等団体又はその構成員宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（交付の対象）

第5条 大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が行う事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費は別表 1 に掲げるものに限る。

(認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況の報告)

第 6 条 宿泊事業者等団体は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況について、第 3 号様式により、以下に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

- 一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先
- 二 目標とそれに対する実績値の推移
- 三 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額
- 四 目標を達成した理由（達成できなかった場合はその理由）その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策

2 大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、速やかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するものとする。

3 構成員宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、毎月、第 4 号様式により、当該月における自らの宿泊施設の稼働率（以下「個別稼働率」という。）及び訪日外国人の宿泊者数（以下「個別外客宿泊者数」という。）を大臣に報告するものとする。

(補助金交付申請)

第 7 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに第 5 号様式による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、第 6 号様式により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第 8 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、第 7 号様式による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 大臣は申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、速やかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ第8号様式による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、第9号様式による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、第10号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第11号様式による補助対象事業の中止申請書又は第12号様式による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第13号様式による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助対象事業者に命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日、もしくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第14号様式による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第15条 大臣は、前条第1項の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適

合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第15号様式による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第16号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第17条 大臣は、次の各号に掲げる場合には第8条の交付決定の全部もしくは一部を取消し又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱もしくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、第17号様式を速やかに提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつ

て管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第21条第1項及び同条第2項に規定するものについて、第18号様式による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第20条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

- 2 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第5号の規定により、大臣が定める補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるものは、別途、告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものとする。

- 3 補助対象事業者は、適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が定める期間とし、その期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 4 補助対象事業者は、前項の財産処分期間が経過するまでの間に財産の処分をしようとするときは、あらかじめ第19号様式により大臣の承認を得なければならない。

- 5 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(書類の保存義務)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(提出部数等)

第23条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

- 2 この要綱（第二章に限る）に定める申請書その他の書類は、第3条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする

第三章 （略）

別表 1

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内及び客室内のW i - F i 整備 ・ 館内及び客室内のトイレの洋式化 ・ 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） ・ 館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備 ・ 館内及び客室内の案内表示の多言語化 ・ 客室の和洋室化 ・ オペレーターによる 2 4 時間対応可能な翻訳システム導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・ クレジットカード決済端末の整備 ・ ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・ その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体の運営費、宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）
補助率	1 / 2
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>ただし、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき事業を行う宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に 1 0 0 万円を乗じた額を上限とする。</p> <p>また、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は 1 0 0 万円を上限とする。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実費額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。）</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>

第 1 号様式（第 4 条第 2 項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定申請書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

第1号様式 別紙1

宿泊事業者等団体

名称				
住所				
代表者氏名				
連絡先				
構成員				
構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析及びそれらを踏まえた今後の取組と目標				
全体稼働率の現状及び目標		<現状(H27年度)>	<目標(H28年度)>	<目標(H29年度)>
	第1四半期	(%)	(%)	(%)
	第2四半期	(%)	(%)	(%)
	第3四半期	(%)	(%)	(%)
	第4四半期	(%)	(%)	(%)
合計外客宿泊者数の現状及び目標		<現状(H27年度)>	<目標(H28年度)>	<目標(H29年度)>
	第1四半期	(人)	(人)	(人)
	第2四半期	(人)	(人)	(人)
	第3四半期	(人)	(人)	(人)
	第4四半期	(人)	(人)	(人)

団 体 事 業	具体的な内容	
	実施時期	
	必要な資金の額及びその調達方法	

第1号様式 別紙2

構成員宿泊事業者

名称 (宿泊施設名称)		
住所		
事業内容		
総客室数		
代表者氏名		
連絡先		
個別事業	具体的な内容	
	実施時期	
	必要な資金の額及び その調達方法	

第 1 号様式 別紙 3

団体事業又は個別事業の実施により上記目標達成が見込まれる理由

第1号様式 別紙4

訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき、団体事業及び個別事業を行うこと並びに訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第6条第2項に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表について同意いたします。

名 称
代表者氏名

印

名 称
代表者氏名

印

名 称
代表者氏名

印

・
・
・

以上

第2号様式（第4条第4項関係）

第 号
平成 年 月 日

名 称
代 表 者 殿

国土交通大臣

平成 年度訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった「平成 年度訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」については、その内容を確認した結果、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第4条第4項規定に基づく認定を行ったので、通知する。

第3号様式（第6条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業稼働率等実施状況報告書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、別紙
のとおり関係書類を添えて報告します。

第3号様式 別紙

宿泊事業者等団体

名称				
住所				
代表者氏名				
連絡先				
構成員				
団体事業	具体的な内容			
	実施時期			
	必要な資金の額及びその調達方法			
個別事業	具体的な内容			
	実施時期			
	必要な資金の額及びその調達方法			
全体稼働率の目標及び実績値		<事業開始前>	<目標>	<実績値>
	第1四半期	(%)	(%)	(%)
	第2四半期	(%)	(%)	(%)
	第3四半期	(%)	(%)	(%)
	第4四半期	(%)	(%)	(%)

目標を達成した理由 (達成できなかった場合は その理由)				
合計外客宿泊者数の目標及 び実績値		<事業開始前>	<目標>	<実績値>
	第1 四半期	(人)	(人)	(人)
	第2 四半期	(人)	(人)	(人)
	第3 四半期	(人)	(人)	(人)
	第4 四半期	(人)	(人)	(人)
目標を達成した理由 (達成できなかった場合は その理由)				
その他事業評価に関する事 項及び当該事業評価を踏ま えた次の一年間における事 業の改善策				

第4号様式（第6条第3項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業宿泊実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助事業の完了後の宿泊実績について、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第4号様式 別紙

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業宿泊実績報告書

平成 年 月分 宿泊実績

	当月実績 (A)	平成27年 同月実績 (B)	平成27年 同月比 (①)
個別稼働率 (②)	(%)	(%)	(%)
総客室数	(室)	(室)	(%)
個別外客宿泊者 数	(人)	(人)	(%)
総宿泊者数	(人)	(人)	(%)

【計算式】

①対平成27年同月比

$A \div B \times 100$ (小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで記入)

②個別稼働率

利用客室数 ÷ 総客室数

(利用客室数：各月において利用のあった延べ客室数
総客室数：営業上宿泊させることを想定している客室数×各月の日数)

第5号様式（第7条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付申請書

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金 金 円の
交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第
179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、申請します。

第5号様式 別紙

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付申請書

補助対象事業の 内容	補助対象事業の 開始及び完了予定日	補助対象経費(円)	補助金額(円)

(添付書類)

1. 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画書
2. 補助対象経費の算出の根拠となる書類
3. その他補助金の交付に関して参考となる書類

第6号様式（第7条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費の
消費税額の取り扱いについて

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の消費税額の取り扱いについて下記のとおり申告します。

記

1. 補助金申請額

円

2. 上記補助金申請額にかかる消費税仕入控除相当額（見込み額）

円

3. 事業者種別 ※消費税の取扱について該当する箇所に○をつけて下さい。

（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

基準期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

課税期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

第7号様式（第8条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった「平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象事業
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る認定後の訪日外国人宿泊者受入体制計画書に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観観産第690号）に定めるところに従わなければならない。

第8号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
4. その他参考となる書類

第9号様式（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定（変更）申請のあった標記補助金に係る交付決定を下記のとおり変更したので、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、通知する。

記

	補助対象事業の内容	補助対象事業の開始及び完了予定日	補助対象経費(円)	補助金額(円)
変更前				
変更後				

第10号様式（第11条関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金については、下記のとおり不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

1. 交付申請年月日及び番号
2. 補助金の額
3. 不服のある交付の決定の内容又は交付決定に付された条件
4. 取り下げる理由

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る
補助対象事業中止申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありま
した標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止したいので、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条の規定に
基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業を中止する理由
2. 補助対象事業を中止する時期
3. その他参考となる書類

第12号様式（第12条関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る
補助対象事業廃止申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を廃止したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業を廃止する理由
2. 補助対象事業を廃止する時期
3. その他参考となる書類

第13号様式（第13条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る
補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

第 14 号様式 (第 14 条関係)

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
補助対象事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 14 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第14号様式 別紙

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名： _____

(単位：円)

補助対象事業 の内容	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	差額(D) A-C	補助金額 (E) (B+C) × 1/2

(添付書類)

1. 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画
2. 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
3. 補助対象経費の支払いを証明する書類 (添付できない場合は、後日提出すること。)
4. その他参考となる書類

第15号様式（第15条関係）

第 号
平成 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった、平成
年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり
確定したので、通知する。

記

確定補助金額 金 円

第16号様式（第16条関係）

第 号
平成 年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金 円						
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ						
	住所	(〒 -)					
	フリガナ						
	氏名						
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他:)						
4. 預金種別	普通預金			当座預金			
5. 口座番号							

(注)

1. 上記2以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
2. 上記3は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
3. 上記4は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
4. 上記5の口座番号は、右詰めで記入すること。

第17号様式（第18条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費の
消費税額の額の確定にともなう報告書

平成 年 月 日付第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の消費税について、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金にかかる控除対象仕入税額

円

2. 消費税額確定申告において仕入控除に算入した補助金にかかる控除対象仕入税額相当額
(=補助金返還相当額)

円

3. 事業者種別

消費税の取扱について該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者

対象期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

第18号様式（第19条第2項関係）

取得財産管理台帳（平成 年度）

（単位：円）

取得者の氏名・名称	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第21条第1項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第19号様式（第21条第4項関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
対象事業財産処分等承認申請書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金により平成 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供）をしたいので、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第21条第4項の規定により申請します。

1. 補助対象事業の名称
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供をしようとする財産等）
（単価：円）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供）を必要とする理由及びその方法